

国立大学法人横浜国立大学低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査要領（試行）

平成21年6月15日
改正令和4年4月1日
改正令和4年8月10日
施設部長 決裁

（目的）

第1 国立大学法人横浜国立大学（以下「本学」という。）において発注する工事の低入札価格調査については、国立大学法人横浜国立大学工事請負契約規則（令和4年規則第51号）第13及び第14条に基づき実施しているところであるが、今般、低価格受注による工事の品質低下の防止を図るため、極端な低入札者について、特に重点的な調査（以下「特別重点調査」という。）を試行することとし、その特別重点調査の具体的な方法について、定めるものである。

（特別重点調査）

第2 特別重点調査は、「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（20文科施第8045号）の規定を準用するものとする。なお、同通知中、「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「国立大学法人横浜国立大学工事請負契約規則」に、「会計法」、「予算決算及び会計令」を「国立大学法人横浜国立大学会計規程等」に、「支出負担行為担当官」を「国立大学法人横浜国立大学学長」に、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」、「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について」を「国立大学法人横浜国立大学建設工事等競争契約参加資格審査要項」に、「文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室」を「国立大学法人横浜国立大学施設部施設企画課」に読替えるものとする。

（当面の対応）

第3 第2に基づく特別重点調査の試行について、本要領制定以来、本学では低入札であることを原因として工事の品質確保に支障を及ぼす等の事例は発生していないため、当面、行わないことを試行する。

第4 本学は、特別重点調査停止後も工事監理の厳格化等により工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等に努めるものとする。工事監理の厳格化については別添のとおりとし、あらかじめ入札説明書等において明らかにするものとする。

附 則

この要項は、平成21年6月2日以降に入札手続きを開始する工事から試行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日以降に入札手続きを開始する工事から試行する。

附 則

この要項は、令和4年8月10日以降に入札手続きを開始する工事から試行する。

工事監理の厳格化について

国立大学法人横浜国立大学低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査要領（試行）第4による特別重点調査停止後に低入札価格調査を経て契約を行う場合の工事監理の厳格化については、以下のとおり取り扱う。

1. 工事監理厳格化の実施対象

工事監理の厳格化は、低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について（20文科施第8045号）の1（1）①及び②に該当する者に対して行うものとする。

2. 工事監理の厳格化

（1）下請業者への適正な支払確認等のための立入調査の強化等

下請業者も含め随時立入調査を実施し、契約の締結状況、下請代金の支払い状況等について、より詳細な実態把握を行うとともに、必要に応じフォローアップのための追加調査を行うこととする。

また、調査の結果、改善が必要な場合には、建設業法に基づく勧告、監督処分等の措置を講ずるほか、必要に応じて関係機関への通報を行うものとする。

（2）発注者の監督・検査等の強化

発注者が指定した場合において、不可視部分の出来高管理を、受注者がビデオ撮影により行い、検査時等において発注者に提出することとする。

（3）受注者側技術者の増員の対象拡大

専任の監理技術者の配置が義務付けられている場合において、過去2年間に1度以上65点未満の工事成績評定を通知された企業等については、監理技術者とは別に同等程度の技術者を、専任で1名配置させることとする。

（4）受注者の品質管理の強化

監督職員は、必要に応じ、通常の工事に増して入念に品質管理を行うことを受注者に求めることができる。この場合、当該工事の施工に先立ち、監督職員と受注者が協議のうえ品質計画を作成し、施工計画書にその内容を記載する。